

阿寒国立公園

公園区域及び公園計画変更書 〔第5次点検〕

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省

目次

第1	公園区域の変更	
1	変更理由	1
2	変更する公園区域	2
第2	公園計画の変更	
1	変更理由	4
2	規制計画の変更内容	5
(1)	保護規制計画及び関連事項	5
ア	特別地域	5
(ア)	第1種特別地域	11
(イ)	第2種特別地域	12
(ウ)	第3種特別地域	13
イ	関連事項	15
(ア)	普通地域	15
ウ	面積内訳	17
3	事業計画の変更内容	18
(1)	施設計画	18
ア	利用施設計画	18
(ア)	単独施設	18
(イ)	道路	20
a	車道	20
b	歩道	20
(ウ)	運輸施設	21

第1 公園区域の変更

1 変更理由

阿寒国立公園は、北海道東部中央に位置し、千島火山帯の活動によってできた阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラ地形を基盤とする火山・森・湖が織りなす豊かな原生的景観を有することから、昭和9年12月4日に国立公園に指定された。

本公園は、地形的成因や利用形態等から、西側の阿寒湖一帯の阿寒地域と、東側の摩周湖・屈斜路湖一帯の大きく2地域に分けることができる。

阿寒地域は、雄阿寒岳（1,371m）・雌阿寒岳（1,499m）・木禽岳（995m）に囲まれた阿寒湖やオンネトー（湖）があり、エゾマツ・トドマツ・ミズナラ等の針広混交の天然林に覆われている。また、阿寒湖には国の特別天然記念物に指定されているマリモが生育しており、雌阿寒岳にはメアカンキンバイ・メアカンフスマ等、この地で発見された植物も数多く生育している。

摩周湖・屈斜路湖の一帯は、世界有数の透明度を誇る摩周湖、摩周カルデラも包含する日本最大級の屈斜路カルデラ、これをとりまく藻琴山（1,000m）・摩周岳（855m）、現在も噴気活動を続けている硫黄山があり、カルデラ内には強酸性の硫黄泉で有名な川湯温泉をはじめ、屈斜路湖岸の仁伏・砂湯・池の湯・和琴等の温泉群を有している。

摩周カルデラ北側外輪山山麓に位置する神の子池は、本公園外の北側に位置し、優れた自然景観を有するとともに、多くの利用者が訪れる景勝地となっているため、神の子池及び摩周カルデラ北側外輪山に至る集水域一帯について、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用の増進を図る必要がある。

また、本公園の名称については、名称変更の要請が高まっていることも踏まえ、今回の公園区域の見直しに併せて、名称変更の必要性、地元の合意、変更後の名称の分かりやすさ、名称変更による影響等の観点から、検討を行ってきたところである。

以上のことから、本公園をとりまく自然的・社会的状況の変化等を踏まえ、摩周カルデラ北側外輪山山麓の拡張をはじめとする公園区域の変更を行うとともに、本公園の名称を「阿寒摩周国立公園」に変更する。

2 変更する公園区域

阿寒国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域 (陸域) 変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)							
1	拡張	<p>北海道斜里郡清里町 字清泉の一部 (道有地)</p> <p>北海道斜里郡清里町内 国有林網走南部森林管理署1016林班の全部並びに1017林班及び1024林班から1026林班までの各一部</p>	<p>摩周カルデラ北側外輪山山麓に位置する神の子池周辺は、トドマツ及びミズナラの針広混交林の良好な森林景観が広がり、ユキウサギ、エゾリス及びシマリス等の哺乳類や森林性鳥類が生息している。また、その上流域にはアカエゾマツ及びカラマツ等針葉樹の造林地が広がる。</p> <p>神の子池は摩周湖外輪山の表面水が伏流水となって流れ込んでいることが示唆されるなど、摩周カルデラ北側外輪山に至る集水域一帯とあわせて風景の保護を図る必要性が高い。また、神の子池は神秘的な青色に染まる池として景勝地になっており、年間推定5～7万人の観光客が訪れている。さらに、付近には神の子池につながる幹線道路及び裏摩周展望台があるため、これらの利用上重要な施設から望見される風景の保護を図る必要がある。</p> <p>以上のことから、神の子池及び摩周カルデラ外輪山山麓を、公園区域に拡張する。</p>	<p>906</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: right;">902</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>	(国	902	公	4	私	0
(国	902									
	公	4									
	私	0									

2	拡張	北海道川上郡弟子屈町 宇札友内及び札友内原野の各一部	<p>屈斜路湖を源として、6～8kmほど弟子屈町市街地側に下った、釧路川の一部である。</p> <p>河川改修が行われたが、公園区域の境界が蛇行河川の線形のままであることから、公園区域の境界の明確化を図るため、現況河川まで拡張する。</p>	26 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">26</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">0</td><td style="border: none;"> </td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">0</td><td style="border: none;"> </td></tr> </table>	(国	26)		公	0			私	0	
(国	26)													
	公	0														
	私	0														
			変更部分 面積計	932 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">928</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">4</td><td style="border: none;"> </td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">0</td><td style="border: none;"> </td></tr> </table>	(国	928)		公	4			私	0	
(国	928)													
	公	4														
	私	0														
			変更前 公園面積	90,481 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">78,595</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">283</td><td style="border: none;"> </td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">11,603</td><td style="border: none;"> </td></tr> </table>	(国	78,595)		公	283			私	11,603	
(国	78,595)													
	公	283														
	私	11,603														
			変更後 公園面積	91,413 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">79,523</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">287</td><td style="border: none;"> </td></tr> <tr><td style="border: none;"> </td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">11,603</td><td style="border: none;"> </td></tr> </table>	(国	79,523)		公	287			私	11,603	
(国	79,523)													
	公	287														
	私	11,603														

第2 公園計画の変更

1 変更理由

阿寒国立公園は、昭和9年12月4日に指定され、昭和13年5月13日に特別地域が、昭和29年8月3日に特別保護地区がそれぞれ指定された。

公園計画については、昭和52年11月15日に再検討、昭和62年3月30日に第1次点検、平成2年12月1日に一部変更、平成5年1月28日に第2次点検、平成10年8月31日に第3次点検、平成15年8月30日に一部変更、平成25年3月12日に第4次点検が行われ、現在に至っている。

近年、摩周カルデラ北側外輪山に位置する神の子池及びその集水域一帯について、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用の増進を図るため、新たな規制計画及び事業計画が必要となっている。加えて、訪日外国人の公園利用の増加、国内旅行者のニーズの変化など、本公園における利用形態等の変化を踏まえ、事業計画の変更が必要となっている。

以上のことから、本公園をとりまく自然的・社会的状況の変化を踏まえ、公園計画の変更を行うものである。

2 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 特別地域変更表)

都道府県名	変更後	面積 (ha)	変更前	面積 (ha)
	区 域		区 域	
北海道	釧路市 阿寒町阿寒湖温泉、阿寒町シアンヌ、阿寒町シュリコマベツ及び阿寒町チクシヨベツの全部並びに阿寒町オクルシュベの一部 釧路市内 阿寒湖及びヒョウタン沼の全部 国有林根釧西部森林管理署 2082 林班から 2134 林班まで及び 2145 林班から 2150 林班までの全部	23,097	釧路市 阿寒町阿寒湖温泉、阿寒町シアンヌ、阿寒町シュリコマベツ及び阿寒町チクシヨベツの全部並びに阿寒町オクルシュベの一部 釧路市内 阿寒湖及びヒョウタン沼の全部 国有林根釧西部森林管理署 2082 林班から 2134 林班まで及び 2145 林班から 2150 林班までの全部	23,097

<p>網走郡美幌町 字古梅の一部</p> <p>網走郡美幌町内 国有林網走南部森林管理署 6 林班、17 林班から 22 林班まで、25 林班及び 27 林班から 29 林班までの各一部</p>	<p>1,281</p>	<p>網走郡美幌町 字古梅の一部</p> <p>網走郡美幌町内 国有林網走南部森林管理署 6 林班、17 林班から 22 林班まで、25 林班及び 27 林班から 29 林班までの各一部</p>	<p>1,281</p>
<p>網走郡津別町内 国有林網走南部森林管理署 2070 林班、2089 林班から 2092 林班まで、2098 林班、2099 林班、2102 林班、2125 林班、2126 林班、2135 林班から 2137 林班まで、2180 林班、2183 林班、2203 林班、2204 林班、2207 林班、2208 林班及び 2216 林班の各一部</p>	<p>1,283</p>	<p>網走郡津別町内 国有林網走南部森林管理署 2070 林班、2089 林班から 2092 林班まで、2098 林班、2099 林班、2102 林班、2125 林班、2126 林班、2135 林班から 2137 林班まで、2180 林班、2183 林班、2203 林班、2204 林班、2207 林班、2208 林班及び 2216 林班の各一部</p>	<p>1,283</p>
<p>網走郡大空町内 国有林網走南部森林管理署 254 林班から 258 林班まで、260 林班、261 林班、263 林班、265 林班及び 353 林班の各一部</p>	<p>500</p>	<p>網走郡大空町内 国有林網走南部森林管理署 254 林班から 258 林班まで、260 林班、261 林班、263 林班、265 林班及び 353 林班の各一部</p>	<p>500</p>

<p>斜里郡清里町 字清泉の一部</p> <p>斜里郡清里町内 国有林網走南部森林管理署 1010 林班、 1012 林班、1016 林班、1017 林班、1025 林班及び 1026 林班の各一部</p>	<p>474</p>	<p>斜里郡清里町 字清泉の一部</p> <p>斜里郡清里町内 国有林網走南部森林管理署 1010 林班、 1012 林班、1017 林班、1025 林班及び 1026 林班の各一部</p>	<p>465</p>
<p>斜里郡小清水町 字もこと山の全部</p> <p>斜里郡小清水町内 国有林網走南部森林管理署 351 林班の 全部並びに 335 林班、336 林班、338 林 班、339 林班、346 林班及び 353 林班の 各一部</p>	<p>930</p>	<p>斜里郡小清水町 字もこと山の全部</p> <p>斜里郡小清水町内 国有林網走南部森林管理署 351 林班の 全部並びに 335 林班、336 林班、338 林 班、339 林班、346 林班及び 353 林班の 各一部</p>	<p>930</p>

<p>足寄郡足寄町 字上螺湾及び字茂足寄の各一部</p> <p>足寄郡足寄町内 オンネトーの全部 国有林十勝東部森林管理署 55 林班、56 林班、67 林班、68 林班、74 林班から 76 林班まで、101 林班及び 102 林班の全部並びに 73 林班、94 林班、100 林班及び 105 林班の各一部</p>	<p>4,355</p>	<p>足寄郡足寄町 字上螺湾及び字茂足寄の各一部</p> <p>足寄郡足寄町内 オンネトーの全部 国有林十勝東部森林管理署 55 林班、56 林班、67 林班、68 林班、74 林班から 76 林班まで、101 林班及び 102 林班の全部並びに 73 林班、94 林班、100 林班及び 105 林班の各一部</p>	<p>4,355</p>
<p>川上郡標茶町内 国有林根釧西部森林管理署 3405 林班、3406 林班、3412 林班、3413 林班、3419 林班及び 3420 林班の全部</p>	<p>1,858</p>	<p>川上郡標茶町内 国有林根釧西部森林管理署 3405 林班、3406 林班、3412 林班、3413 林班、3419 林班及び 3420 林班の全部</p>	<p>1,858</p>

	<p>川上郡弟子屈町</p> <p>字川湯及び字サワンチップの全部並びに字奥春別、字札友内、字跡佐登、字跡佐登原野、字屈斜路、字美留和及び字美留和原野の各一部</p> <p>川上郡弟子屈町内</p> <p>摩周湖及び屈斜路湖の全部</p> <p>国有林根釧西部森林管理署 4044 林班から 4050 林班まで、4113 林班から 4147 林班まで、4149 林班、4151 林班から 4158 林班まで、4160 林班から 4164 林班まで、4166 林班、4169 林班、4170 林班、4172 林班、4175 林班から 4182 林班まで、4184 林班、4188 林班、4189 林班、4194 林班、4196 林班、4199 林班、4203 林班、4205 林班から 4238 林班まで、4240 林班、4252 林班から 4258 林班まで、4273 林班から 4276 林班まで、4278 林班から 4287 林班まで、4295 林班から 4297 林班まで、4299 林班、4300 林班、4302 林班から 4307 林班まで及び 4309 林班の全部並びに 4055 林班、4056 林班、4074 林班、4111 林班、4112 林班、4167 林班、4168 林班、4171</p>		<p>川上郡弟子屈町</p> <p>字川湯及び字サワンチップの全部並びに字奥春別、字札友内、字跡佐登、字跡佐登原野、字屈斜路、字美留和及び字美留和原野の各一部</p> <p>川上郡弟子屈町内</p> <p>摩周湖及び屈斜路湖の全部</p> <p>国有林根釧西部森林管理署 4044 林班から 4050 林班まで、4113 林班から 4147 林班まで、4149 林班、4151 林班から 4158 林班まで、4160 林班から 4164 林班まで、4166 林班、4169 林班、4170 林班、4172 林班、4175 林班から 4182 林班まで、4184 林班、4188 林班、4189 林班、4194 林班、4196 林班、4199 林班、4203 林班、4205 林班から 4238 林班まで、4240 林班、4252 林班から 4258 林班まで、4273 林班から 4276 林班まで、4278 林班から 4287 林班まで、4295 林班から 4297 林班まで、4299 林班、4300 林班、4302 林班から 4307 林班まで及び 4309 林班の全部並びに 4055 林班、4056 林班、4074 林班、4111 林班、4112 林班、4167 林班、4168 林班、4171</p>	
--	--	--	--	--

林班、4173 林班、4174 林班、4183 林班、4185 林班から 4187 林班まで、4190 林班から 4193 林班まで、4195 林班、4197 林班、4198 林班、4200 林班から 4202 林班まで、4204 林班、4262 林班から 4264 林班まで、4269 林班、4272 林班、4277 林班、4288 林班から 4298 林班まで、4301 林班及び 4308 林班の各一部	37,986	林班、4173 林班、4174 林班、4183 林班、4185 林班から 4187 林班まで、4190 林班から 4193 林班まで、4195 林班、4197 林班、4198 林班、4200 林班から 4202 林班まで、4204 林班、4262 林班から 4264 林班まで、4269 林班、4272 林班、4277 林班、4288 林班から 4298 林班まで、4301 林班及び 4308 林班の各一部	37,988
白糠郡白糠町内 国有林根釧西部森林管理署 1133 林班から 1135 林班までの各一部	562	白糠郡白糠町内 国有林根釧西部森林管理署 1133 林班から 1135 林班までの各一部	562
標津郡中標津町内 国有林根釧東部森林管理署 428 林班から 430 林班までの全部	537	標津郡中標津町内 国有林根釧東部森林管理署 428 林班から 430 林班までの全部	537
		変更部分面積合計	7
		変更前特別地域面積	72,856
		変更後特別地域面積	72,863

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域からの振替	摩周カルデラ 北側外輪山	斜里郡清里町 字清泉の一部 北海道斜里郡清里町内 国有林網走南部森林管理署1010林班、 1012林班、1017林班、 1025林班及び 1026林班の各一部	当該地は、摩周カルデラ外輪山の北側外壁に位置し、稜線付近はササ地やダケカンバ林、低標高側はアカエゾマツやダケカンバを主体とする針広混交林が広がる。また、キビタキ、アカゲラ等の森林性鳥類が数多く生息している。 摩周湖を取り囲む第1種特別地域と同等の自然植生を有することに加え、拡張する神の子池の集水域であることを踏まえ、摩周湖及びそのカルデラ壁を含む地域の風致を維持する必要があるため、第1種特別地域とする。	465
2	削除	普通地域へ振替	川湯温泉市街 周辺	北海道弟子屈町 字跡佐登の一部（旧国有林根釧西部森林管理署4277林班）	アメマス川の河川改修により直線化され、払い下げされた部分について、地種区分界の明確化を図るため、普通地域とする。	0
変更部分面積計						465
変更前第1種特別地域面積						20,253
変更後第1種特別地域面積						20,718

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	第1種特別地域への振替	摩周カルデラ 北側外輪山	斜里郡清里町 字清泉の一部 北海道斜里郡清里町内 国有林網走南部森林管理署1010林班、1012林班、1017林班、1025林班及び1026林班の各一部	当該地は、摩周カルデラ外輪山の北側外壁に位置し、稜線付近はササ地やダケカンバ林、低標高側はアカエゾマツやダケカンバを主体とする針広混交林が広がる。また、キビタキ、アカゲラ等の森林性鳥類が数多く生息している。 摩周湖を取り囲む第1種特別地域と同等の自然植生を有することに加え、拡張する神の子池の集水域であることを踏まえ、摩周湖及びそのカルデラ壁を含む地域の風致を維持する必要があるため、第1種特別地域とする。	△465
変更部分面積計						△465
変更前第2種特別地域面積						24,764
変更後第2種特別地域面積						24,299

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	特別地域の 拡張	神の子池	北海道斜里郡清里町内 国有林網走南部森林 管理署1016林班及び 1017林班の各一部	<p>摩周カルデラ北側外輪山山麓に位置する神の子池周辺は、トドマツ及びミズナラの針広混交林の良好な森林景観が広がり、ユキウサギ、エゾリス、シマリス等の哺乳類や森林性鳥類が生息している。また、その上流域にはアカエゾマツ及びカラマツ等針葉樹の造林地が広がる。</p> <p>神の子池は、摩周湖外輪山の表面水が伏流水となって流れ込み、神秘的な青色に染まる池として景勝地になっており、多くの観光客が訪れている。</p> <p>以上のことから、神の子池周辺の風致を維持するため、第3種特別地域とする。</p>	9

4	削除	普通地域へ 振替	屈斜路カルデ ラ東側外輪山	北海道弟子屈町 宇跡佐登の一部 (旧国有林根釧西部 森林管理署4214林班)	アメマス川の河川改修により直線化され、払い 下げされた部分について、地種区分界の明確化を 図るため、普通地域とする。	△2
					変更部分面積計	7
					変更前第3種特別地域面積	17,379
					変更後第3種特別地域面積	17,386

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 5 : 普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路市 阿寒町オクシュルベの一部	2,501	釧路市 阿寒町オクシュルベの一部	2,501
	斜里郡清里町 字清泉の一部 (道有地) 斜里郡清里町内 国有林網走南部森林管理署 1016 林班、 1017 林班及び 1024 林班から 1026 林班 までの各一部	897		
	川上郡標茶町内 国有林根釧西部森林管理署 4 林班、7 林 班、9 林班から 11 林班まで、14 林班か ら 18 林班までの全部	2,398	川上郡標茶町内 国有林根釧西部森林管理署 4 林班、7 林 班、9 林班から 11 林班まで、14 林班か ら 18 林班までの全部	2,398
	川上郡弟子屈町 字屈斜路原野の全部並びに字奥春別、字 美留和、字美留和原野、字札友内、字跡 佐登、字跡佐登原野及び字屈斜路の各一 部		川上郡弟子屈町 字屈斜路原野の全部並びに字奥春別、字 美留和、字美留和原野、字札友内、字跡 佐登、字跡佐登原野及び字屈斜路の各一 部	

	<p>川上郡弟子屈町内</p> <p>国有林根釧西部森林管理署 4024 林班から 4043 林班まで、4051 林班から 4054 林班まで、4057 林班から 4073 林班まで、4075 林班から 4087 林班まで、4102 林班から 4110 林班まで、4239 林班、4241 林班から 4251 林班まで、4259 林班から 4261 林班まで、4265 林班から 4268 林班まで、4270 林班及び 4271 林班の全部並びに 4055 林班、4056 林班、4074 林班、4148 林班、4150 林班、4159 林班、4165 林班、4262 林班から 4264 林班まで、4269 林班、4272 林班、4277 林班及び 4308 林班の各一部</p>	12,754	<p>川上郡弟子屈町内</p> <p>国有林根釧西部森林管理署 4024 林班から 4043 林班まで、4051 林班から 4054 林班まで、4057 林班から 4073 林班まで、4075 林班から 4087 林班まで、4102 林班から 4110 林班まで、4239 林班、4241 林班から 4251 林班まで、4259 林班から 4261 林班まで、4265 林班から 4268 林班まで、4270 林班及び 4271 林班の全部並びに 4055 林班、4056 林班、4074 林班、4148 林班、4150 林班、4159 林班、4165 林班、4262 林班から 4264 林班まで、4269 林班、4272 林班、4277 林班及び 4308 林班の各一部</p>	12,726
			変更部分面積合計	925
			変更前普通地域面積	17,625
			変更後普通地域面積	18,550

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表6：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区		現行							変更後							増減								
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海 域 公 園 地 区	普 通 地 域 (海 域)	合 計 (海 域) (A)	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海 域 公 園 地 区	普 通 地 域 (海 域)	合 計 (海 域) (B)	陸 域 (B-A)	海 域 (B'-A')	
市町村名	特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計	特 保						第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計									
北海道	釧路市		5,704	3,221	10,469	3,703	23,097	2,501	25,598	0	0	0	5,704	3,221	10,469	3,703	23,097	2,501	25,598	0	0	0	0	0
	網走郡	美幌町	0	1,271	10	0	1,281	0	1,281	0	0	0	0	1,271	10	0	1,281	0	1,281	0	0	0	0	0
		津別町	0	0	1,283	0	1,283	0	1,283	0	0	0	0	0	1,283	0	1,283	0	1,283	0	0	0	0	0
		大空町	0	48	452	0	500	0	500	0	0	0	0	48	452	0	500	0	500	0	0	0	0	0
		斜里郡	清里町	0	0	465	0	465	0	465	0	0	0	465	0	9	474	897	1,371	0	0	0	0	906
		小清水町	0	463	467	0	930	0	930	0	0	0	463	467	0	930	0	930	0	0	0	0	0	0
	足寄郡	足寄町	719	863	1,541	1,232	4,355	0	4,355	0	0	0	719	863	1,541	1,232	4,355	0	4,355	0	0	0	0	0
	川上郡	標茶町	0	854	0	1,004	1,858	2,398	4,256	0	0	0	0	854	0	1,004	1,858	2,398	4,256	0	0	0	0	0
		弟子屈町	3,859	12,996	9,693	11,440	37,988	12,726	50,714	0	0	0	3,859	12,996	9,693	11,438	37,986	12,754	50,740	0	0	0	0	26
	白糠郡	白糠町	178	0	384	0	562	0	562	0	0	0	178	0	384	0	562	0	562	0	0	0	0	0
標津郡	中標津町	0	537	0	0	537	0	537	0	0	0	0	537	0	0	537	0	537	0	0	0	0	0	
合計		10,460	20,253	24,764	17,379	72,856	17,625	90,481	0	0	0	0	465	△465	7	7	925	0	0	0	0	0	932	0
													10,460	20,718	24,299	17,386	72,863	18,550	91,413	0	0	0		

3 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表7：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
48	休憩所	北海道釧路市阿寒湖温泉町 (白湯山麓)	白湯山麓における阿寒湖の展望、散策、休憩のための休憩所として整備する。
49	園地	北海道斜里郡清里町(神の子池)	神の子池における展望、散策、休憩のための園地として整備する。

次の単独施設を変更する。

(表 8 : 単独施設変更表)

現 行					新 規		理 由
番号	種類	位置	整備方針	告 示 年月日	位置	整備方針	
40	スキー場	北海道釧路市 (阿寒湖畔)	阿寒湖畔の冬 期利用の一つ としてスキー 場を整備す る。	昭52. 11. 15告示	北海道釧路市 (白湯山麓)	阿寒湖畔の冬 期利用の一つ としてスキー 場を整備す る。	今回追加する白湯山麓休憩 所事業との整合を図るた め、事業名を「白湯山麓ス キー場事業」に変更する。

次の単独施設を削除する。

(表 9 : 単独施設削除表)

番 号	種 類	位 置	告 示 年 月 日	理 由
20	野営場	北海道川上郡弟子屈町 (仁伏)	昭62. 3. 30告示	事業を廃止し、整備の見込みもないことから削除する。
21	舟遊場	北海道川上郡弟子屈町 (仁伏)	昭62. 3. 30告示	事業を廃止し、整備の見込みもないことから削除する。

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表10：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針
16	神の子池線	起点—北海道斜里郡清里町（道道分岐点） 終点—北海道斜里郡清里町（神の子池）		神の子池園地へ到達するための道路として整備する。

次の車道を次のとおり変更する。

(表11：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	告 示 年月日	番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	
2	裏摩周線	起点—北海道斜里郡清里町 （清里峠西・国立公園境界） 終点—北海道斜里郡清里町 （裏摩周）	清里峠	昭62. 3. 30 告示	2	裏摩周線	起点—北海道斜里郡清里町 （神の子池北・国立公園境界） 終点—北海道斜里郡清里町 （裏摩周）	清里峠	裏摩周園地及び神の子池園地への到達のための道路として整備する。	公園区域の拡張に伴い起終点の位置を変更するもの。

b 歩道

次の歩道を削除する。

(表12：道路（歩道）削除表)

番号	路 線 名	区 間	主 要 経過地	告 示 年 月 日	理 由
9	硫黄山登山線	起点—北海道川上郡弟子屈町（硫黄山） 終点—北海道川上郡弟子屈町（硫黄山山頂） 終点—北海道川上郡弟子屈町（跡佐登・歩道合流点） 終点—北海道川上郡弟子屈町（硫黄山中腹・歩道合流点）		昭62. 3. 30告示	当該路線周辺は、火山活動の影響等による立ち入り禁止の措置が実施されており、整備の見込みもないことから削除する。

(ウ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表13：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置	主要 経過地	整備方針
3	白湯山麓線	索道運送施設	北海道釧路 市阿寒湖温 泉町 (白湯山麓)		白湯山麓の夏季利用のための策道として整備する。